（都道府県が設置する消費生活センターの基準）

第六条　法第十条第一項第三号の政令で定める基準は、法第八条第一項第二号イ及びロに掲げる事務を一週間につき四日以上行うことができるものであることとする。

（市町村が設置する消費生活センターの基準）

第七条　法第十条第二項第三号の政令で定める基準は、法第八条第二項第一号及び第二号に掲げる事務を一週間につき四日以上行うことができるものであることとする。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第八条　法第二十三条第一項の政令で定める権限は、法第六条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）、第七条、第十三条第四項、第十四条第一項（関係行政機関の長（国務大臣であるものに限る。）に対する協力の求めに係る部分に限る。）、第十六条、第十七条第二項から第五項まで並びに第十八条から第二十一条までの規定による権限とする。

（都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととすることができる事務等）

第九条　法第二十三条第二項の規定により都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長（以下この条において「知事等」という。）が行うこととすることができる事務は、法第二十二条第一項の規定により、当該都道府県又は市町村の区域内に事務所、事業所その他その事業を行う場所が所在する事業者に対し、報告を求め、当該場所の立入調査及び質問をし、並びに物品を集取する事務の全部又は一部とする。

2　消費者庁長官は、法第二十三条第二項の規定により、前項に規定する事務を知事等が行うこととする場合には、当該知事等が行うこととする事務の内容を明らかにして、当該知事等がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該知事等の同意を求めなければならない。

3　知事等は、前項の規定により消費者庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を消費者庁長官に通知するものとする。

4　消費者庁長官は、法第二十三条第二項の規定により第一項に規定する事務を知事等が行うこととした場合においては、直ちに、その旨及び当該知事等が行うこととする事務の内容を官報で告示しなければならない。

5　知事等は、法第二十三条第二項の規定により第一項に規定する事務を行ったときは、消費者庁長官に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。

6　消費者庁長官は、法第二十三条第二項の規定により第一項に規定する事務を知事等が行うこととなった場合においても、自ら当該事務を行うことができるものとする。

7　第二項から第四項までの規定は、消費者庁長官が法第二十三条第二項の規定により知事等が行うこととした事務の内容を変更し、又は当該事務を知事等が行わないこととする場合について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

2　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百二十三号を第四百二十四号とし、第四百二十二号の次に次の一号を加える。

四百二十三	消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉

規　則

○国家公安委員会規則第六号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年八月十四日

国家公安委員会委員長　林　幹雄

警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則

警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分		定員	備考
内部部局	長官官房	三六五人	警察庁長官、次長各一人を含む。
	生活安全局	一七〇人	うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
	刑事局	三〇九人	
	組織犯罪対策部	二九一人	組織犯罪対策部の定員を除く。
	交通局	一三四人	
	警備局	二二九人	
	外事情報部	一九六人	外事情報部の定員を除く。
	情報通信局	三二四人	
	計	二、〇一八人	うち、一、一三〇人は、警察官とする。
附属機関	警察大学校	一七〇人	
	科学警察研究所	一二二人	
	皇宮警察本部	九四三人	うち、九〇一人は、皇宮護衛官とする。
	計	一、二三五人	うち、七〇人は、警察官とし、九〇一人は、皇宮護衛官とする。
地方機関	管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、四〇七人	うち、六九九人は、警察官とする。
合計		七、六六〇人	うち、一、八九九人は、警察官とし、九〇一人は、皇宮護衛官とする。

附則第二項の表を次のように改める。

区分	期間	定員	備考
内部部局 長官官房	平成二十一年九月三十日までの間	三八〇人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。